令和８年第２回北上市教育委員会臨時会

１　日　　時　　令和８年２月10日（水）　総合教育会議終了後

２　場　　所　　市役所本庁舎５階第１、第２会議室

３　議事日程　　別紙

４　会議に出席した委員

船　田　　浩
佐　藤　和　美
髙　橋　隆　紀
照　井　睦　子
小　原　紀　実

５　説明のため出席した職員

(1)　教育部

教育部長	小　原　昌　江
総務課長	嶽間澤　健一郎
学校教育課長	中　村　隆　一
文化財課長	佐　藤　康　浩
学校給食センター所長	伊　藤　泰　樹
中央図書館館長	菅　原　真紀子
博物館館長	渋　谷　洋　祐
鬼の館館長	斉　藤　映　子

(2)　まちづくり部

まちづくり部長	皆　川　礼一郎
生涯学習文化課長	髙　橋　敦　史
スポーツ推進課長	矢　後　雅　之

(3)　健康こども部

健康こども部長	高　橋　　晋
子育て支援課長	久保田　達　夫

6　議事の大要

付議された次の議案１件、協議１件が原案のとおり可決、承認された。

議案第２号　令和８年度教育行政施策の基本方針について

協議第３号　北上市立北上平和記念展示館条例について

以下、会議の概要は次のとおり。

（開会　午前11時30分）

教育長　　れでは、ただいまから令和８年第２回北上市教育委員会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席者は５人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第１　会期の決定を行います。

今臨時会の会期は、本日１日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

教育長　　御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

教育長　　次に、日程第２　議事に入ります。

議案第２号「令和８年度教育行政施策の基本方針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長　　ただいま上程になりました議案第２号令和８年度教育行政施策の基本方針について、提案の理由を申し上げます。

北上市総合計画における基本目標「ひと」において定めた「未来に輝く、未来を創る人づくり」及び第３次北上市教育大綱における基本目標「みんなで学び　幸せで活力あるまち」の実現に向け、第３期北上市教育振興基本計画に基づき、令和８年度における教育行政施策の基本方針を定めようとするものであります。

内容につきましては、教育振興基本計画に定める２つの基本方針に基づき、施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

総務課長　　１月の定例会の際に協議させていただいておりましたが、そのときの内容から修正、変更した点についてご説明申し上げます。

２ページ「②不登校児童生徒への対応」の箇所の後半「校内教育支援センター支援員を配置」と記載がございますが、１月に協議した際は「校内教育支援センターを新たに設置して支援員を配置し」としておりましたが、このように表現を改めております。

４ページ「②これからの時代に応じた指導体制や教育環境の構築」の中に「授業・校務・環境整備の支援等を行うＩＣＴ支援員を任用すること」を新たに加えたほか、校務支援システムの活用と部活動の地域移行の目的について、教職員の働き方改革や負担軽減であることを明確にするよう、表現を改めております。

教育長　　ただいま提案されました議案第２号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

教育長　　それでは、議案第２号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

教育長　　御異議なしと認めます。よって、議案第２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第３号「北上市立北上平和記念展示館条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長　　ただいま上程になりました協議第３号北上市立北上平和記念展示館条例について、協議の理由を申し上げます。

この条例は、現在、藤根自治振興会が管理運営している北上平和記念展示館について、藤根自治振興会からの要望に基づき、同館に収蔵している資料を受贈し北上市で管理運営するため、北上市立北上平和記念展示館を設置しようとするものであります。

なお、施行日は、令和８年４月１日とするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長　北上平和記念展示館でございますが、平成14年に開館した施設でございます。

平成13年から令和５年まで、議会の一般質問や市政座談会等において、地元から市に資料を寄贈したいといった要望が何度かございました。市では、地元である藤根地区に資料があることが大切と考え、市は運営を支援していくとした方針をお示ししてきたところであります。

令和２年度には書棚を購入したり、施設のＬＥＤ化、資料室の改修等の整備をしてきたところです。

令和５年度以降は、施設の市営化の要望が出されておりました。現在携わっている方の高齢化により、活動に限界もあり、早急な合意形成を求めるといった要望でありました。

これに対し、市では、戦後80年といった節目ということもありますし、藤根地区の現状も勘案しまして、市営化を検討していることを議会で答弁しております。

受贈の対象としては、現在展示中の資料、約7,000通の軍事郵便、郷土新聞「眞友」と峯次郎日誌とし、年度内に受入れ、４月１日から施設を市営化して参ります。

名称は北上市立北上平和記念展示館とし、位置づけは社会教育施設となります。

開館時間と休館日はこれまで通りとし、時間は10時から16時まで、休館日は月曜日、火曜日と冬季間とします。また、観覧料は無料とします。

今後の運営方法としましては、藤根自治振興会に委託することとしております。極力、現在の人的資源を活用したいこと、建物が藤根地区交流センターと連結しておりますので、一体的な管理をお願いするのが適切と考えております。

また、築年数が50年以上経過しており、ゆくゆくは資料の移管も考慮が必要なこと、複数年縛られる指定管理者制度は適さないと判断したものであります。

今後の担当課としましては、生涯学習文化課としておりますが、資料の保管方法など専門的な助言については博物館等の学芸員の協力を得ながら運営していきたいと考えております。

条例に盛り込む内容としましては、設置、名称及び位置、観覧料、損害賠償とし、そのほかについては規則で規定していきたいと考えております。

教育長　　ただいま提案されました協議第３号について、御質問等がありましたらお願いします。

佐藤和美委員　　今後の運営方法について、今の人的資源を継続させたいとのことですが、市営とする理由が高齢化ということもあり、その点をどのようにお考えか。

生涯学習文化課　　委員のご指摘のとおりでございまして、現状としては令和８年度は委託で考えますが、令和９年度以降の運営方法はこれから検討していきます。

髙橋隆紀委員　　施設の名称について、鹿児島にある知覧特攻平和会館などは、施設の名称でその内容が分かるものとなっている。平和記念展示館にも戦時中の手紙等の貴重な資料があるので、名称からもそれが分かるようだと良いと考える。（意見として。）

教育長　　それでは、協議第３号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第３号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

（閉会　午前11時46分）

会議録作成者　　教育長　船　田　　浩

令和８年２月10日